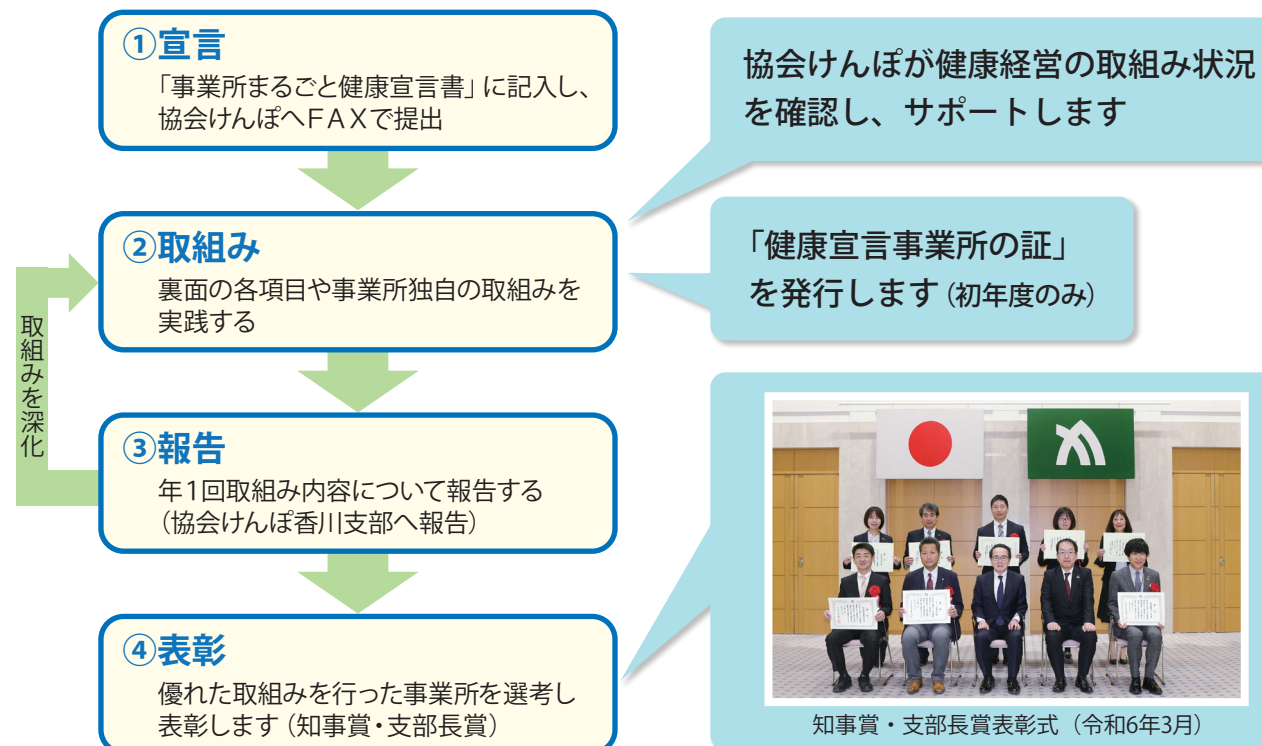


## 「事業所まるごと健康宣言」の流れ



—— 優良な健康経営事業所を日本健康会議が認証する制度 ——

★★★★「健康経営優良法人」★★★★

「事業所まるごと健康宣言」の取組みをステップアップして、健康経営優良法人の認定を目指しましょう！

健康経営優良法人の認定を受けると…  
ロゴマークをPRに活用できます



優良企業であることをアピールできる！

求人票に取引先に従業員に

「健康宣言」から始める「健康経営」

## 事業所まるごと健康宣言

「健康経営」とは・・・

社員の健康を重要な経営資源と捉え、積極的に社員の健康づくりに取り組むことで従業員の健康増進と生産性向上を目指す経営手法

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

### 健康経営の4つのメリット

メリット1

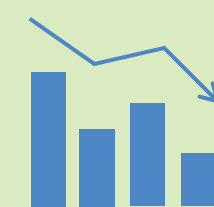
従業員のモチベーション向上



従業員が本来のパフォーマンスを発揮

メリット2

離職率の低下



労働環境の改善  
働きやすい職場

メリット3

企業ブランド価値の向上



従業員の健康に配慮している企業としてアピールできる

メリット4

医療費の軽減



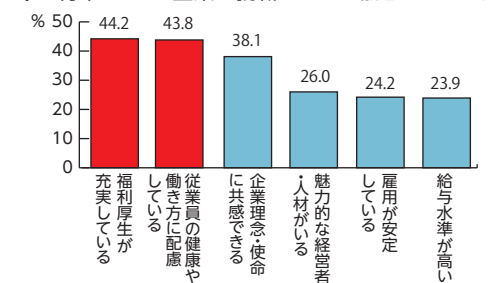
生活習慣病の発症や重症化を予防

選ばれるのは

「社員を大切にする会社」

就活生が就職先に求めるもの、それは「福利厚生」「健康や働き方への配慮」です。健康経営に取り組むことにより、今いる社員を守るだけでなく、リクルート効果が期待できます。

Q. 将来、どんな企業に就職したいか（就活生が3つまで選択）



出典：経済産業省「健康・医療新産業協議会第1回健康投資WG」資料より抜粋

私たちも取り組んでいます！

香川県商工会議所連合会  
香川県中小企業団体中央会

香川県商工会連合会  
(一社)香川経済同友会

香川県

全国健康保険協会 香川支部  
協会けんぽ

後援：経済産業省  
四国経済産業局

お問い合わせ先

全国健康保険協会 香川支部  
協会けんぽ

〒760-8564  
高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階  
087-811-0570 (代表)

# 取組み項目と具体例

自社の取組み状況をチェック☑して確認しましょう！



## ☐ ① 定期健診の受診（全従業員、事業主が毎年）

- 年1回、全従業員が、法令に従い「定期健康診断」を受診する。（夜勤従事者は年2回）
- 35歳以上の従業員は、協会けんぽが案内する生活習慣病予防健診（定期健康診断＋がん検診）を推奨する。
- 事業主自らも、年1回、健診を受診する。



## ☐ ② 特定保健指導の利用

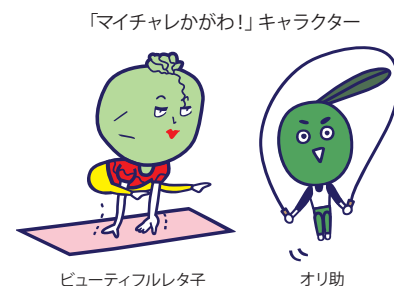
- 特定保健指導対象の従業員が必ず保健指導を受けられるよう配慮する。
- ※特定保健指導とは、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が大きく期待できる方に対して、協会けんぽの保健師や管理栄養士等が事業所を訪問し、生活習慣の改善をお手伝いするものです。



③～⑥から **1項目** 以上選び、**具体的内容** を記入してください

## ☐ ③ 運動機会の創出

- 事業所ぐるみでラジオ体操やストレッチを実施する。
- 階段利用をポスター等で働きかける。
- かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ!」の企業登録を利用する。



## ☐ ④ 食生活の改善

- 事業所内の自動販売機の商品を無糖やトクホ等に変更する。
- 食堂や弁当のメニューを健康に配慮した内容にする。

## ☐ ⑤ メンタルヘルス対策

- 対応方針をルール化し、相談窓口と担当者を設置する。
- 「こころの耳」（厚生労働省ホームページ）を利用する。
- 公的相談窓口を利用する。※
- ストレスチェックを実施し、職場改善を図る。
- 適宜、部下、同僚に声掛けをする。
- コミュニケーションの促進を図る。

※メンタルヘルスの公的相談窓口

|                                |              |
|--------------------------------|--------------|
| 香川県精神保健福祉センター                  | 087-833-5560 |
| 小豆総合事務所                        | 0879-62-1373 |
| 東讃保健福祉事務所                      | 0879-29-8263 |
| 中讃保健福祉事務所                      | 0877-24-9963 |
| 西讃保健福祉事務所                      | 0875-25-2052 |
| 高松市保健センター                      | 087-839-3801 |
| (独)労働者健康安全機構<br>香川産業保健総合支援センター | 087-813-1316 |

## ☐ ⑥ 禁煙・受動喫煙対策

- 建物内や敷地内の禁煙を実施する。
- 社用車を禁煙にする。
- 禁煙外来の受診勧奨や費用補助を行う。



# 任意項目の参考例

独自の取組みがあれば、記入してください。

## ◎ 健診結果データの提供

※健診機関から結果データを直接協会けんぽに提供するために、提供依頼書（同意書）を提出してください。（生活習慣病予防健診を受診している方を除く） ②特定保健指導の利用に必要となります。  
 事業主は、保険者からの求めにより、対象者の健診結果を提供する義務があります。（高齢者の医療の確保に関する法律 第二十七条）

## ◎ 健診結果による医療機関への受診勧奨

- 健診受診の結果、再検査や治療が必要と判定された従業員に対し、医療機関への受診を勧奨する。

## ◎ 従業員へのがん検診受診勧奨

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診（各種がん検診が含まれる）を利用する。
- 市町が実施するがん検診を受診するよう働きかける。

## ◎ 家族の健診受診勧奨

- 従業員の家族（40歳以上）に対して、特定健診やがん検診（子宮頸がん検診は20歳以上）を受診するよう働きかける。

## ◎ 仕事と生活のバランス（ワークライフバランス）の推進

- 定時退社を実践する。
- ノー残業デーを決め、実践する。
- 時間外労働等の状況を把握し、時間外労働を減らす目標や対策を立てる。
- 長時間労働者に対し、産業医の面接を実施する。
- 年次有給休暇の取得を推進する。
- 傷病を抱える従業員が就労を継続できるよう、勤務時間や業務内容を配慮する。（病気の治療と仕事の両立支援）
- 女性の健康保持・増進に向けた取組みを実践する。

## ◎ 感染症予防

- インフルエンザ等の予防接種の勧奨・費用補助を行う。
- 出勤時、健康観察を実施する。
- 手洗い・手指消毒を励行する。

